

## 議員提出議案第10号

### ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書

地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月21日提出

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 知立市議会議員 | 石川智子 |
| 賛成者 | 知立市議会議員 | 杉山千春 |
|     | 〃       | 神谷文明 |
|     | 〃       | 田中健  |
|     | 〃       | 佐藤修  |

#### 提案理由

この案を提出するのは、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関やNPO等の連携強化、広報啓発活動の充実等を、国に対し強く要望するためである。

## ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書（案）

ヤングケアラーは、日常的な家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っていることから、本人の育ちや教育への影響が問題となっている。

こうした中、国は、本年３月に全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、本年５月には、厚生労働省と文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握やスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実をはじめとする支援策の推進など、今後取り組むべき施策を取りまとめたところである。

ヤングケアラーが必要とする支援は、福祉、介護、医療、教育等、様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては、関係機関やＮＰＯ等の相互の緊密な連携が不可欠である。

また、ヤングケアラーは、家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題が表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図り、ヤングケアラーの適切な支援につなげていかなければならない。

さらに、今回の調査で対象となった子どもは中学校と高等学校の２年生に限られているが、小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討していく必要がある。

よって、国におかれては、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- １．ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進するため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関やＮＰＯ等の連携強化を図ること。
- ２．ヤングケアラーの社会的認知度の一層の向上を図るため、広報啓発活動の充実、強化を図ること。
- ３．小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

知立市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣